

## 平成 22 年度地方税法等の改正に伴う市税条例の一部改正について

現在、第 174 回国会において、地方税法等の一部を改正する法律案が審議されており、今月末の成立・公布が見込まれています。

このうち、一部の項目については、平成 22 年 4 月 1 日からの適用となっており、特に緊急を要することから、本法律が成立した場合には、専決処分により市税条例を改正させていただくこととなりますので、御報告します。

税目・改正項目	改正案の内容
<p>65 歳未満の公的年金受給者で給与所得を有する者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の改正</p> <p>（第 33 条の 2 第 2 項、同条第 3 項、同条第 4 項（新設）第 33 条の 3 第 3 項第 33 条の 5 の 2 第 2 項）</p> <p>【参考】</p> <p><b>普通徴収</b>                  納税義務者自身が、税金を地方団体に納めること（年 4 回）</p> <p><b>特別徴収</b>                  給与や公的年金の支払者が、納税義務者への給与や公的年金の支払額から税額を差し引き、納税義務者に代わって地方団体に納めること                  （給与：年 12 回）                  （公的年金：年 6 回）</p>	<p>65 歳未満の公的年金受給者で給与所得を有する者について、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算し、給与から特別徴収することとする。</p> <p>○給与所得とその他所得（公的年金所得を含む）を有する者の場合</p> <p><b>【改正前】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【平成 20 年度まで】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">給与所得分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">その他所得分 <small>（公的年金所得分を含む）</small></div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">給与からの特別徴収  （その他所得分については申告により普通徴収も可）</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【平成 21 年度】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">給与所得分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">その他所得分</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">給与からの特別徴収  （その他所得分については申告により普通徴収も可）</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">公的年金所得分</div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">65 歳以上：公的年金から特別徴収 65 歳未満：普通徴収*</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ※65 歳未満の公的年金受給者で給与所得を有する者                      ・「給与所得分」は給与から特別徴収                      ・「公的年金所得分」は普通徴収                 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ <b>改正</b></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>65 歳未満の公的年金受給者で給与所得を有する者</p> <p><b>「公的年金所得分」に係る個人市民税も給与からの特別徴収</b></p> <p>（申告により、普通徴収も可）</p> <p>※平成 20 年度までと同じ取扱い</p> </div> <p><b>【適用】</b> 平成 22 年 4 月 1 日から</p> </div>

※ 第 2 回定例会において提案予定の市税条例改正の主な項目

- 市たばこ税の税率の改正（平成 22 年 10 月 1 日適用）
- 扶養控除の一部廃止に伴う扶養親族に関する規定の新設（平成 23 年 1 月適用）